

1 対象案件の確認

- ・ 公告文（指名通知書）に電子契約の対象である旨記載します。
対象である旨の記載のない案件は、従来通り、紙での契約となります。

2 電子契約同意書兼メールアドレス確認書（以下「確認書」）について

- ・ 電子契約の対象案件の場合、電子契約の希望の有無にかかわらず、確認書に必要事項を記入し、電子入札システムで応札する際に、工事費内訳書等の入札関係資料と併せて提出してください。
- ・ 電子契約の選択の有無、確認書の提出漏れ、記載誤りが落札決定に影響することはありません。

3 入札結果の通知

- ・ 電子入札システムで入札結果の通知があり、落札者に決定しましたら、工事の場合は、従来の紙契約と同様に、契約保証、建設リサイクル協議（対象工事に限る）の手続きを進めてください。

4 契約保証等の提出（工事のみ）

- ・ 契約保証（保証書等）の写しを契約担当課が指定するアドレスに電子メールで提出し、速やかに原本を持参または郵送してください（電子保証も利用可能です）。
- ・ 建設リサイクル対象工事については、所定の様式を作成し、持参または契約担当課が指定するアドレスに電子データを提出し、監督員の確認を受けてください。

5 電子契約システムにおける承認処理

- ・ 契約保証等を確認した上で、契約担当課が契約書案を作成し、電子契約システムにアップロードします。
- ・ 確認書に記載されたメールアドレス宛に契約書案の確認依頼のメールが届きます。メールが届きましたら、電子契約システムにアクセスし、契約書案を確認し、速やかに承認処理（電子署名の付与）を行ってください。
- ・ 事業者の承認処理に続いて、県が承認処理を行います。なお、契約保証の必要な工事の場合、契約保証書の原本を受領後、県の承認処理を行いますので速やかに対応ください。

<契約締結方法>

以下3パターンがあります。原則①で行いますが、発注機関にご確認ください。

- ①県が電子署名を行った日を契約日とする。
- ②契約書に契約日を記載する場合、契約日同日までに県が電子署名を行う。
- ③4月1日付で契約締結を要する案件に限り、契約書に契約日(4/1)を記載し、後ほど電子署名を行うことを認める(遡及適用)。

6 契約書の保管

- ・契約締結完了をお知らせする電子メールが送信されますので、電子契約システムにアクセスし、契約書をダウンロードし保管してください。

注意事項

落札決定日の翌日から、

- ・工事は14日以内(ただし県の休日を除く)
- ・委託は10日以内(ただし県の休日を除く)

に契約を締結する必要があります。

5の確認依頼のメールが届きましたら、速やかに対応ください。